

木更津市健康づくり推進協議会要綱（案）

（昭和54年1月22日制定）

改正 昭和56年 6月22日
平成 8年11月 1日
平成 9年 5月29日
平成12年 4月 1日
平成15年 4月 1日
平成16年 4月 1日
平成18年 4月 1日
平成19年 4月 1日
平成22年 4月 1日

（設置）

第1条 市は、市民一人ひとりが自分の健康は自分でつくることを基本に、運動・栄養・休養の調和を基調とした、生涯を通じての健康づくりを総合的かつ効果的に実施するため、木更津市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を総合的に審議企画するものとする。

- （1）「健康きさらづ21」の策定および進捗管理に関すること。
- （2）母子保健計画の推進に関すること。
- （3）その他協議会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員18名以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 関係行政機関の代表者
- （2） 保健医療関係団体の代表者
- （3） 健康づくり関係団体の代表者
- （4） 住民代表者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が会議の議長になる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところに

よる。

(幹事)

第7条 協議会の所掌事務について調査、検討するため、協議会に幹事を置く。

2 幹事は、木更津市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (昭和54年1月22日制定)

この要綱は、昭和54年1月22日から施行する。

附 則 (昭和56年6月10日一部改正)

この要綱は、昭和56年6月10日から施行する。

附 則 (平成8年11月1日一部改正)

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則 (平成9年5月29日一部改正)

この要綱は、平成9年5月29日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日一部改正)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日一部改正)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日一部改正)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日一部改正)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日一部改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日一部改正)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。